

研究機関等における動物実験に係る体制整備の状況等に関する調査結果について

平成23年9月28日
文部科学省

1. 調査の概要

(1)目的

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月文部科学省告示。以下「基本指針」という。)において研究機関等の長の責務とされている機関内規定の策定及び動物実験委員会の設置などについての対処状況を把握すること

(2)時期

平成23年6月～9月

(3)対象

国公私立大学長、国公私立短期大学長、国公私立短期大学部長、大学共同利用機関法人機構長、国公私立高等専門学校長、国立教育政策研究所長、科学技術政策研究所長、文部科学省所管の独立行政法人の長、関係の特例民法法人の長(計1,656機関)(回収率100%)

(4)調査内容

(3)に示す機関毎に、調査票を送付し、調査結果を回収

2. 調査の結果概要 (別紙参照)

(1)動物実験等を実施している機関

426件(調査対象機関1,656件のうち約26%)

(2)①基本指針に基づき、機関内規定を策定している機関

390件(動物実験等を実施している機関426件のうち約92%)

②策定を予定している機関

36件(動物実験等を実施している機関426件のうち約8%)

③策定を予定していない機関

0件

(3)①基本指針に基づき、動物実験委員会を設置している機関

388件(動物実験等を実施している機関426件のうち約91%)

②設置を予定している機関

38件(動物実験等を実施している機関426件のうち約9%)

③設置を予定していない機関

0件

(4) ①基本指針に基づき、研究機関等の長による動物実験計画の承認又は却下を実施している機関

378件(動物実験等を実施している機関426件のうち約89%)

②承認又は却下の実施を予定している機関

48件(動物実験等を実施している機関426件のうち約11%)

③承認又は却下の実施を予定していない機関

0件

(2)～(4)において、「機関内規定の策定」、「動物実験委員会の設置」、「研究機関等の長による動物実験計画の承認及び却下」について、いずれか1つでも対応を予定していると回答した機関については、基本指針に基づいた対応を行うまでは動物実験を行わないことを、文部科学省より直接該当機関に確認している。さらに、該当機関が平成23年10月末までに対応を行うように文部科学省より指導し、該当機関からの対応の報告を求めている。

(5) ①基本指針に基づき、動物実験等の終了の後、研究機関等の長が動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ改善措置を講じている機関

309件(動物実験等を実施している機関426件のうち約73%)

②研究機関等の長が動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ改善措置を講じることを予定している機関

117件(動物実験等を実施している機関426件のうち約27%)

③研究機関等の長が動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ改善措置を講じることを予定していない機関

0件

(6) ①基本指針に基づき、教育訓練等を実施している機関

314件(動物実験等を実施している機関426件のうち約74%)

②教育訓練等の実施を予定している機関

112件(動物実験等を実施している機関426件のうち約26%)

③教育訓練等の実施を予定していない機関

0件

- (7) ① 基本指針に基づき、自己点検及び評価を実施している機関
244件(動物実験等を実施している機関426件のうち約57%)
② 自己点検及び評価の実施を予定している機関
182件(動物実験等を実施している機関426件のうち約43%)
③ 自己点検及び評価の実施を予定していない機関
0件
- (8) ① 基本指針に基づき、動物実験等に関する情報を適切な方法により公表している機関
142件(動物実験等を実施している機関426件のうち約33%)
② 動物実験等に関する情報を適切な方法により公表することを予定している機関
284件(動物実験等を実施している機関426件のうち約67%)
③ 動物実験等に関する情報を適切な方法により公表することを予定していない機関
0件

(5)～(8)において、「動物実験実施結果の研究機関等の長への報告・改善措置」や「教育訓練等」、「自己点検及び評価」等について、いずれか1つでも対応を予定していると回答した機関に対しては、文部科学省より、平成23年12月末までに実施するように指導している。

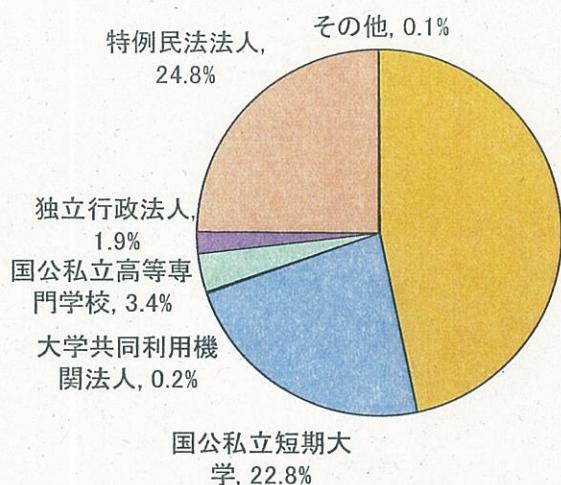
- (9) ① 文部科学省の競争的資金等において、関係法令や指針等に違反した場合に、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消す場合があることを、内部で周知している機関
299件(動物実験等を実施している機関426件のうち約70%)
② 上記について、内部で周知していない機関
103件(動物実験等を実施している機関426件のうち約24%)
③ 上記について、知らなかつた機関
24件(動物実験等を実施している機関426件のうち約6%)

3. 文部科学省における対応

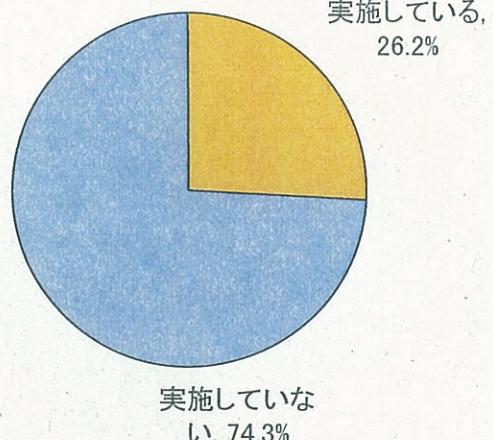
- 「機関内規定の策定」「動物実験委員会の設置」「研究機関等の長による動物実験計画の承認又は却下」のいずれか一つでも対応を予定していると回答した機関(57件、動物実験を実施している機関426件のうち約13%)については、基本指針に基づいた対応を行うまでは動物実験を行わないことを直接当該機関に確認している。さらに、平成23年10月末までに対応を行うように文部科学省より該当機関に指導し、対応の報告を求めている。
- 併せて、「動物実験実施結果の研究機関等の長への報告・改善措置」や「教育訓練等」、「自己点検及び評価」等のいずれか1つでも対応を予定していると回答した機関に対しては、文部科学省より、平成23年12月末までに実施するように指導している。
- 今後、文部科学省としては、説明会の開催等を通じ基本指針の周知及び遵守の更なる徹底を実施予定。

研究機関等における動物実験に係る体制整備の状況等に関する調査結果について

○調査対象の内訳 (N=1,656)

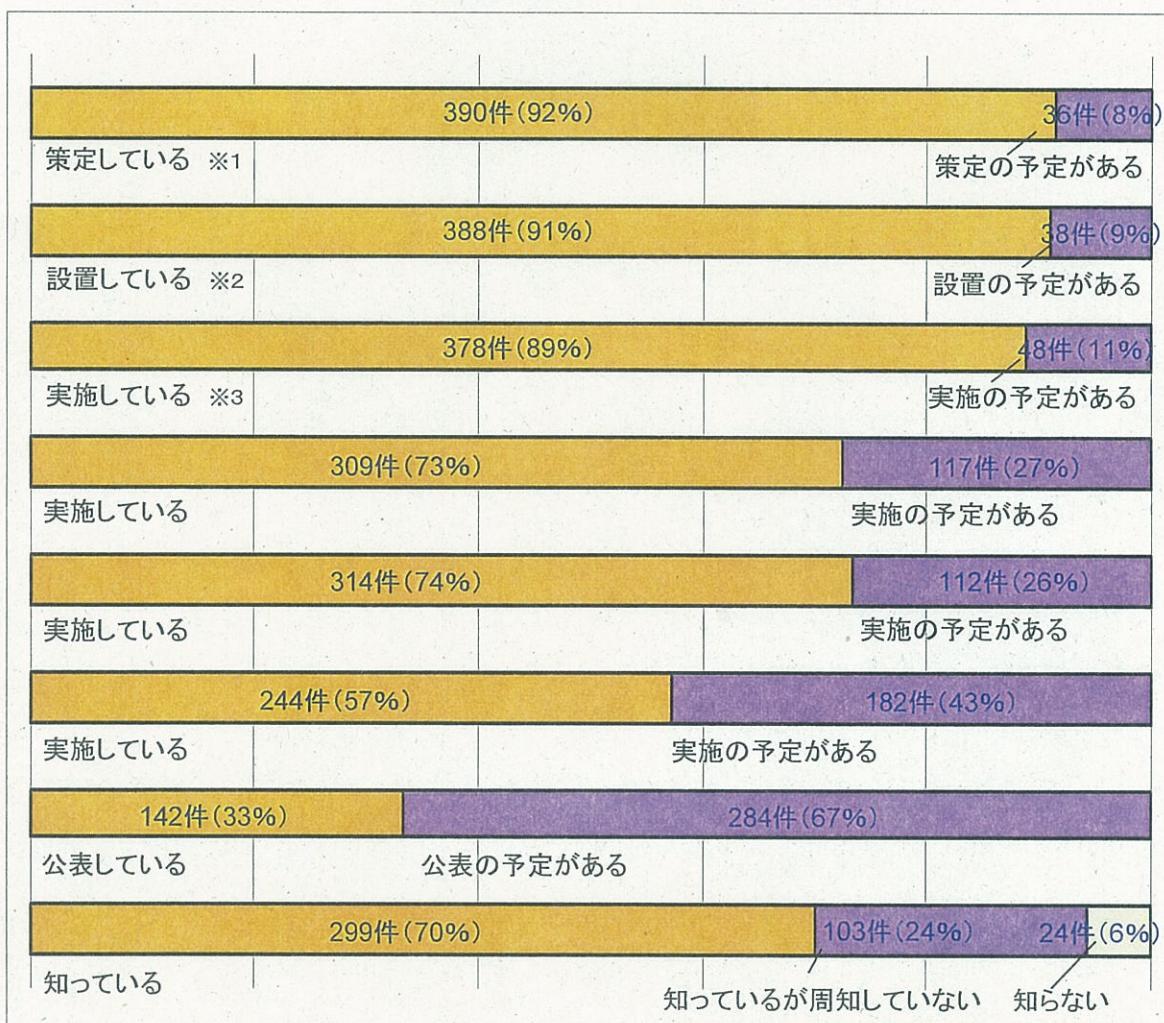


動物実験等を実施している機関
=426機関



(N=426)

- 問3: 機関内規定の策定
- 問4: 動物実験委員会の設置
- 問5: 動物実験計画の承認/却下の実施
- 問6: 計画の実施結果について研究機関等の長への報告/改善措置の有無
- 問7: 教育訓練の実施
- 問8: 自己評価の実施
- 問9: 情報公開の実施
- 問10: 指針に違反した場合の競争的資金等における措置配分停止の周知



※1 研究機関等の長が責任をもつ形となっていない機関9件を含む
 ※2 研究機関等の長が責任をもつ形となっていない機関6件を含む
 ※3 研究機関等の長が責任をもつ形となっていない機関6件を含む